

第51回北海道景観審議会の議事概要について

第52回 北海道景観審議会

令和5年(2023年)3月16日開催

北海道建設部まちづくり局都市計画課

第51回北海道景観審議会概要

【議事】

- 1.再生エネルギー発電施設と道の景観施策のあり方について
- 2.歴史的建造物と道の景観施策について

【報告】

- 1.道内市町村の景観行政団体への移行状況について
- 2.屋外広告物条例に基づく事務処理の一部移譲について
- 3.庁内連携について

再生エネルギー発電施設と道の景観施策のあり方について

事務局説明

- ❑ 北海道景観計画による太陽光発電設備及び風力発電設備の届出基準について
- ❑ 北海道の環境影響評価（環境アセスメント）について

委員意見等①

- ❑ 北海道としてのエネルギーミックスを踏まえたビジョンやガイドラインが必要である
- ❑ 景観法や都市計画法などの各種法令の連動性や、どのような場所に規制があるか等を把握する必要がある

再生エネルギー発電施設と道の景観施策のあり方について

委員意見等②

- 景観計画には数値基準がなく、「周辺と調和」等の基準だけでは指導が困難である
- 数値基準は適合の証明は明確だが、「周辺と調和」等の基準は適合の証明が困難である
- 本来、発電設備・鉄塔・送電線は一体で規制すべきだが、現状は送電線に関する規制がなく、問題である
- 数値基準は重要だが諸刃の剣であり、数値を満たしていれば何も言えなくなるので注意すべき
- 数値基準だけでなく、それ以外の要素も含めた二重三重で規制できるような組み合わせが必要である

再生エネルギー発電施設と道の景観施策のあり方について

前会長による総括

- 景観法だけでなく、既存の土地利用規制に関する法令がどのように連動しているか整理していく必要がある
- 北海道全体で規制されている部分・規制されていない部分を正確に把握しておく必要がある
- 市町村による指導や条例制定といった規制に関するガイドラインも必要ではないか
- 規制に関する基準について、数値基準を作るべきなのか、又は数値基準を含めた二重三重の基準を作る必要があるのではないか